

# 要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、緊急輸送ルート等の沿道建築物（同法第5条第3項第二号の通行障害既存耐震不適格建築物）の耐震診断結果を公表します。

令和5年1月  
静岡県島田市

要安全確認計画記載建築物(避難路沿道)の耐震診断結果

No	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	県道伊久美元島田線	小澤木工所	島田市中河町278-11	店舗付住宅	①	上部構造評点=1.27	Ⅲ			耐震補強工事実施済み
2	県道伊久美元島田線	橋本米穀店	島田市中央町23-21	店舗併用住宅	①	上部構造評点=1.03	Ⅲ			耐震補強工事実施済み

**(附表)耐震診断の方法の名称と安全性の評価**

※耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が高い	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性がある	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が低い
①	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点<0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点<1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。